

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

平成27年4月1日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(戒告の効果)

第2条 戒告は、文書をもってその責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。

(懲戒の手続)

第3条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第4条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の月額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第5条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(他の任命権者に対する通知)

第6条 任命権者を異にする公職に併任されている職員について懲戒処分を行った場合においては、当該処分を行った任命権者は、他の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。